

災害や感染症等の発生に伴い、休業の措置を講じた場合の介護予防・日常生活支援総合事業の報酬請求は、以下の取扱いとしてください。

1. 休業のため計画したサービスが提供できなかった場合

被災等により事業所が休業し、利用者に対して介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。

2. 休業期間があるが、その影響を受けなかった場合

休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

3. 休業期間があるが、振替を行い、その影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けてサービス提供を実施できなかった分について、利用者の同意を得たうえで、利用日の振替等により適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

4. その他

- ・事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合により利用がキャンセルとなった場合は、日割り計算せず、通常通り月額請求ができる。
- ・事業所都合により、利用者に利用を控えてもらった場合は、日割り計算を行う。

5. 休業の届出について

事業所を休業する場合は、介護保険課へ届出を提出する必要があります。本市ホームページ ID 番号:1022660 から所定様式のダウンロードが可能です。速やかに休止および再開の届出を行ってください。

6. 本取扱いは、以下取扱いに準拠していますので、ご参照ください。

- ①令和元年 10 月 15 日付厚生労働省老健局発「令和元年台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」2(3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000557239.pdf>

- ②令和 2 年 7 月 6 日付厚生労働省老健局発「令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害における介護報酬等の取扱いについて」2(3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000646964.pdf>

【問い合わせ先】

宝塚市役所

介護保険課 給付担当

TEL 0797-77-2136

FAX 0797-71-1355